

令和5年6月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

財政課

## 目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第32号	宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例	1
議案第33号	宇治市市税条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市市税条例	2
議案第34号	宇治市火災予防条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市火災予防条例	18
議案第35号	宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市個人番号の利用に関する条例	22

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第36号	宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	23
		宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	24

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則  <u>(施行期日等)</u></p> <p>1 (略)  <u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例)</u></p> <p>2 第4条の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて、規則で定めるものに従事したときは、当該職員に対し、特殊勤務手当として、当該作業に従事した日1日につき4,000円以内の額を市長の定める計算方法により支給する。</p>	<p>附 則  <u>(削る。)</u>  <u>- (略)</u>  <u>(削る。)</u></p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第24条 (略) (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)	第1条～第24条 (略) (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)
第24条の2 (略) 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納稅義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は <u>当該納稅義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納稅義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u>	第24条の2 (略) 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納稅義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は <u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納稅義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の府民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納稅義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u>
3 (略)	3 (略)
第25条～第28条 (略) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)	第25条～第28条 (略) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)
第28条の2 (略) (新設)	第28条の2 (略) 2 <u>前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において</u>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
	<u>て次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u>
2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。	4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その	5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものと いう。次条第4項及び第56条第3項において同じ。)により提供するこ とができる。</p> <p>5 前項の規定のある場合における<u>第3項</u>の規定の適用について は、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、 「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受 けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とす る。</p> <p>第28条の3～第30条 (略) (個人の市民税の徵収の方法)</p> <p>第31条 個人の市民税は、第36条、第43条の2第1項、第43条の5又は第5 1条の規定によつて特別徵収の方法による場合を除くほか、普通徵収の 方法によつて徵収する。</p> <p>2 (略) (新設)</p> <p>第32条 (略) (市民税の納税通知書)</p> <p>第33条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当 該年度分の個人の市民税額及び<u>府民税額の合算額</u></p>	<p>他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものと いう。次条第4項及び第56条第3項において同じ。)により提供するこ とができる。</p> <p>6 前項の規定のある場合における<u>第4項</u>の規定の適用について は、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、 「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受 けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とす る。</p> <p>第28条の3～第30条 (略) (個人の市民税の徵収の方法等)</p> <p>第31条 個人の市民税は、第36条、第43条の2第1項、第43条の5又は第5 1条の規定により特別徵収の方法による場合を除くほか、普通徵収の 方法により徵収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徵収する場 合に併せて賦課し、及び徵収する。</u></p> <p>第32条 (略) (市民税の納税通知書)</p> <p>第33条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当 該年度分の個人の市民税額、個人の府民税額及び<u>森林環境税の合算額</u></p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
(第43条第1項又は第43条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第43条第1項又は第43条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。	(第43条第1項又は第43条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第43条第1項又は第43条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。
第34条・第35条 (略) (給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)	第34条・第35条 (略) (給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)
第36条 個人の市民税の納稅義務者が、当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納稅義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額	第36条 個人の市民税の納稅義務者が、当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には_____、当該納稅義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
2 前項の納稅義務者について、当該納稅義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第27条第1項の申告書に給与所得以外の所	2 前項の納稅義務者について、当該納稅義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には_____、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第27条第1項の申告書に給与所得以外の所

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。	得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。
3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適當でないと認められる特別の事情が生じたため、当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。	3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適當でないと認められる特別の事情が生じたため、当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。
4 (略)	4 (略)
5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者(所得税法第183条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によつて従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、	5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者(所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によつて徴収される金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法によつて徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法によつて個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その理由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があつた場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30までの間において給与の支払を受けないこととなつた場合には、その者に対してその年の5月31までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときには、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によつて徴収する。</p>	<p>第1項の規定により特別徴収の方法により 徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により 徴収される金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により 徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法により 徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法により 個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その理由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があつた場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30までの間において給与の支払を受けないこととなつた場合には、その者に対してその年の5月31までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときには、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により 徴収する。</p>
<p>第37条～第42条 (略)</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p>	<p>第37条～第42条 (略)</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第43条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第32条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の<u>通知</u>によつて変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて  当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。 (公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第43条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日にお</p>	<p>第43条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第32条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の<u>通知</u>により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。 (公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第43条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日にお</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>いて老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次の各号に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額</p> <p>_____の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第36条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第43条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控</p>	<p>いて老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次の各号に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には_____、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第43条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第36条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には_____、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第43条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
除した額を第32条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。	除した額を第32条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。
第43条の3～第43条の5（略） (年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)	第43条の3～第43条の5（略） (年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)
第43条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第32条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。	第43条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第32条第1項の納期がある場合には_____そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には_____直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。
2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者	2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて _____ 当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する _____。	の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。
第44条～第88条 (略) (種別割の税率)	第44条～第88条 (略) (種別割の税率)
第89条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア～ウ (略) エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く _____。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円	第89条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア～ウ (略) エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
第90条～第145条 (略)	第90条～第145条 (略)
附 則	附 則
第1条～第5条の4 (略)	第1条～第5条の4 (略)
(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)	(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)
第6条 昭和57年度から <u>令和6年度</u> までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第27条第1項に規定する申告書(その提出期限後において個人の市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。	第6条 昭和57年度から <u>令和9年度</u> までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第27条第1項に規定する申告書(その提出期限後において個人の市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。
2・3 (略)	2・3 (略)
第7条～第8条の2 (略)	第7条～第8条の2 (略)
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第8条の3 (略)	第8条の3 (略)
2～19 (略)	2～19 (略)
(新設)	20 法附則第15条の9の3第1項の条例で定める割合は、3分の1とする。

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
(新築住宅等に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第8条の4 (略) 2~10 (略) (新設)	(新築住宅等に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第8条の4 (略) 2~10 (略) <u>11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>納稅義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)</u> (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u> (3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u> (4) <u>当該工事が完了した年月日</u> (5) <u>当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u> <u>12・13 (略)</u> 第9条~第21条 (略) ( <u>軽自動車税の環境性能割の非課税</u> ) <u>第21条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用す</u> (削る。)

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>る場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第21条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第87条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p><u>第21条の2の2</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p><u>第21条の3～第21条の5</u> (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p><u>第21条の6</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第87条の5</u> (第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「<u>100分の2</u>」とあるのは、「<u>100分の1</u>」とする。</p> <p><u>第21条の7</u> (略)</p>	
	<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p><u>第21条の2</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p><u>第21条の3～第21条の5</u> (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p><u>第21条の6</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る。)</p>
	<p><u>第21条の7</u> (略)</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)	(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)
第21条の8 (略)	第21条の8 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに <u>100分の10</u> の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに <u>100分の35</u> の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
第22条～第25条 (略)  (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)	第22条～第25条 (略)  (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)
第26条 昭和63年度から <u>令和5年度</u> までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。	第26条 昭和63年度から <u>令和8年度</u> までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。	2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。
3 (略)	3 (略)
第26条の2～第29条 (略) (新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)	第26条の2～第29条 (略) (新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)
第30条 所得割の納稅義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定	第30条 所得割の納稅義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第23条の2の規定を適用する。	期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第23条の2の規定を適用する。

宇治市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう</p> <p>_____。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>次に掲げるものにあつては</u> _____、この限りでない。</p> <p>ア <u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u></p> <p>イ <u>分離型のものにあつては、充電ポスト</u></p>

宇治市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。	(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。 <u>ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。</u>
(3)～(5) (略)	(3)～(5) (略)
(6) <u>急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合に</u> は、充電を開始しない措置を講ずること。	(6) <u>コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合に</u> は、充電を開始しない措置を講ずること。
(7) <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場</u> 合には、当該接続部が _____ 外れないようす る措置を講ずること。	(7) <u>コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場</u> 合には、当該 <u>コネクターが当該電気自動車等から外れないようす</u> る措置を講ずること。
(8)～(10) (略)	(8)～(10) (略)
(11) 急速充電設備を手動で <u>緊急停止</u> させることができる措置を講ず る こと。	(11) 急速充電設備を手動で <u>緊急に停止</u> することができる装置を、当該 <u>急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作するこ</u> とができる箇所に設けること。
(12) <u>自動車等</u> の衝突を防止する措置を講ずること。	(12) <u>急速充電設備と電気自動車等の衝突</u> を防止する措置を講ずること。
(13) <u>コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部</u> 分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の 落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強 度を有するものにあつては、この限りでない。	(13) コネクター _____ について、操作に伴う不時の 落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強 度を有するものにあつては、この限りでない。
(14)・(15) (略)	(14)・(15) (略)
(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該	(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該

宇治市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
蓄電池について る措置を講ずること。 ア～エ (略) (新設)  (17)・(18) (略) 2 (略) 第12条～第22条の2 (略) (喫煙等) 第23条 (略) 2 (略) 3 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。 (1) (略) (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置	蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)について次に掲げる措置を講ずること。 ア～エ (略)  (17) <u>急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。</u>  (18)・(19) (略) 2 (略) 第12条～第22条の2 (略) (喫煙等) 第23条 (略) 2 (略) 3 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。 (1) (略) (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置 <u>(健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。)</u>
4 第2項及び前項第2号の場合において、併せて図記号による標識を設け	4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設け

宇治市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案												
<u>るときは、別表第7に定める図記号による標識としなければならない。</u>	<u>けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。</u>												
5~7 (略)	5~7 (略)												
第24条~第50条 (略)	第24条~第50条 (略)												
別表第1~別表第3 (略)	別表第1~別表第3 (略)												
<u>別表第4から別表第6まで 削除</u>	<u>別表第4から別表第7まで 削除</u> (削る。)												
別表第7(第23条関係)													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>表示の種類</th> <th>図記号</th> <th>色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>禁煙である旨の表示</td> <td></td> <td>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</td> </tr> <tr> <td>火気厳禁である旨の表示</td> <td></td> <td>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</td> </tr> <tr> <td>喫煙所である旨の表示</td> <td></td> <td>記号は黒、地は白</td> </tr> </tbody> </table>	表示の種類	図記号	色	禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白	火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白	喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白	
表示の種類	図記号	色											
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白											
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白											
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白											
別表第8・別表第9 (略)	別表第8・別表第9 (略)												

宇治市個人番号の利用に関する条例新旧対照表

現行		改正案	
別表第1(第4条関係)		別表第1(第4条関係)	
機関	事務	機関	事務
(新設)		市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの
市長～	(略)	市長～	(略)
市長		市長	
別表第2(第4条関係)		別表第2(第4条関係)	
機関	事務	機関	事務
(新設)		市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの
市長～	(略)		法別表第2の26の項の第4欄に掲げる情報であつて規則で定めるもの
市長		市長～	(略)
～市長		～市長	

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第24条 (略) (保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>第1条～第24条 (略) (保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>
第26条～第49条 (略)	第26条～第49条 (略)

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第14条 (略) (特別教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定により保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条～第36条 (略)</p> <p>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(<u>同省令</u>第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(<u>同省令</u>第33条</p>	<p>第1条～第14条 (略) (特別教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定により保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条～第36条 (略)</p> <p>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(<u>同令</u>第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(<u>同令</u>第33条</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。	に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。
2 (略)	2 (略)
第38条～第43条 (略)  (特定地域型保育の取扱方針)	第38条～第43条 (略)  (特定地域型保育の取扱方針)
第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について <u>厚生労働大臣</u> が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について <u>内閣総理大臣</u> が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。
第45条～第50条 (略)  (特別利用地域型保育の基準)	第45条～第50条 (略)  (特別利用地域型保育の基準)
第51条 (略)	第51条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第2	3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第2

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>3条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「<u>同号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と _____、『教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるような』とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2</p>	<p>3条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「<u>同条第1号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「<u>同号</u>」とあるのは「<u>法第19条第3号</u>」と、『教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるような』とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。	項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。
第52条・第53条 (略)	第52条・第53条 (略)